

新 旧 対 照 表

新

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則(抜粋)

本則

(書類の経由)

第5条 第2条第1項の許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第3項の規定により町村を、同法第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定に基づくものにあつては事業施行者を經由し、その意見を付して、これを知事に提出しなければならない。

2 略

(事務処理の特例)

第7条 高知県都市計画法施行条例第26条第1項第3号の規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものは、町村の事務であつて、次に掲げる事務とする。

(1)・(2) 略

旧

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則(抜粋)

本則

(書類の経由)

第5条 第2条第1項の許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第1号の規定により町村を、同法第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定に基づくものにあつては事業施行者を經由し、その意見を付して、これを知事に提出しなければならない。

2 略

(事務処理の特例)

第7条 高知県都市計画法施行条例第26条第3号の規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)・(2) 略